

小売業者に引取義務のない家電4品目の処理について

家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられている家電4品目で、小売業者に引取義務のない廃家電（小売業者の引取義務外品）については、指定引取場所へ持ち込むか、一般廃棄物収集許可業者へ依頼するようにお願いします。

※小売業者の引取義務外品とは

過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいいます。具体的な例としては、消費者が家電の買替えを伴わず、古い家電（廃家電4品目）を排出しようとする場合で、考えられる主な事例は次のとおりです。

【主な事例】

- ・過去に購入した小売業者が廃業しており、引取りを依頼できない。
- ・譲り受けたものや贈答品のため、購入した小売業者がわからず、引取りを依頼できない。
- ・引越しにより、購入した小売業者が遠方になったため、引取りを依頼することが現実的に困難である。